

問 6 民泊に対する規制についてのご意見をご記入ください。

※ 集約にあたり、個人情報保護や人権尊重等の観点から、必要に応じて情報のマスキングや表現の修正・削除を行っています。

○民泊廃止、より強い規制

1	もっと規制して欲しい。
2	これ以上増やさないほうが良い 外国人オーナーを増やさない
3	これ以上増やさないで下さい。
4	治安が悪くなるので、作らないで欲しい
5	当たり前のこと
6	現行の規制を厳格化して欲しい
7	民泊自体を廃止すべきです。 民度の低い、マナーのない人たちの利用で近隣住民が迷惑を被って我慢させられるのはもううんざりです。 廃止できないのであれば、今以上に厳しい管理で規制すべきです。
8	民泊いらない！！ 管理人が常駐し清掃解決出来る人も置いて届け出登録したした業者だけにすべき。 オーバーツーリズムの為にもやめてください！ ホテルが少なくない京都だからこそです。
9	ホテルばかり増えているのだから、民泊は必要ない。市民の生活を守らないと人口増加はない。
10	白タクもそうだし民泊も規制を強化して欲しいですがイタチごっこの気がします。そんな中でも京都市は毅然とルールを強化して頂きたいと願います。
11	報道では大阪東京といった地域では民泊周辺の住民が迷惑でしょうね。平穏な生活ができなくなります。だからもうきちんとつよい規制をするべきだと思います。
12	規制を強化して欲しい。
13	規制が緩いと肌感覚で感じます。
14	できるだけ厳しくして欲しい。または、民泊を全面的に禁止して欲しい。、
15	規制はある方がよい
16	もっと規制すべきだと思う特に人数が沢山泊まれるので人数制限するとかホテルも沢山ある上で民泊なんかを許可する事が理解出来ない
17	近隣に迷惑を掛けない
18	民泊を利用する人がきちんとルール守れるように規制は厳しいほうが良いと思います。文化の違いとかあるので
19	規制ではなく廃止。せめてクレームがあっても改善されない業者は取り消しなど厳しい措置を強く望む
20	禁止、及び大家の罰金
21	近隣に住んでいる住民の生活に影響をあたえているにも関わらず、増加し続けているのはおかしいと思います。民泊は不要であると考えています。
22	民泊不要 外国人が土地を買い漁って民泊運営 地元民にメリット無し

23	規制はもっとしていくべき。 管理の行き届いていない事業主には許可の取り消しなどをしてほしい。
24	これ以上増やさないで欲しい
25	旅館業法でしばってほしい。
26	民泊は不要
27	甘過ぎる。
28	現状のは何の役にもたっていない 現場をみていない 朝から晩までそこで体験して下さい そうすればノイローゼになります 府議会市議会議員の方々とやってみて下さい ちょっと迷惑ですよと伝えたらどうなるかやってみて下さい 動物の方がまだ対話が出来ると知れます
29	民泊をして誰が得をするのか。民泊反対です。
30	そもそも民泊なんて許可するものじゃない。住んでくれる住民を増やす方がいい。
31	もう民泊経営の募集はやめてほしい
32	禁止
33	民泊自体を撤廃すべき。 規制ではどうにもならないから。
34	これだけ無駄にホテルを乱立させているのに民泊まで継続させる意味がわかりません。
35	これ以上増やしてほしくない。今までできた民泊はきちんと監督して、法令違反のものはしっかり処罰する。 将来的に住宅街の民泊を無くしていただきたい。
36	住民の生活を脅かす民泊は強く規制すべき。
37	細かく規制すべき
38	4に記した通りです。今あるホテルや旅館等が廃業しない程度には制限する等も必要。たとえば、年間の180日規制は続けるべきです。大阪のようにしてはいけません。
39	苦情を有する住民の声に応えるべき
40	もっと強化してほしい
41	基本的に民泊反対ですので やめて頂きたいです 外国人観光客入れすぎです 景観が損なわれてます ホテルで泊まれる人数だけ 受け入れで良いと思ってます
42	これ以上民泊を増やさないでほしい。
43	民泊廃止でもいい。できないんだったら、規制を強化して欲しい。常に人を置くなどしてほしい。
44	観光庁の曖昧な指導に阿ることなく、完全廃止を目指す。
45	やるべきだと思う。
46	京都市内には場所やかたちを問わず民泊はいりません。
47	もうこれ以上増やさず、また管理が行き届いていないものや近隣からの苦情がある場所については許可を取り消すべき。町家の再利用かもしれないが、ただの金儲けになっているし、そもそも管理者が外資なところ(隠れ外資含む)が増えてきて京都市も市民も割を食うだけになっている。
48	もっとたくさんの方の方法で実施してほしい。

49	新規の参入は必要ない
50	規制すべき。
51	あるだけの条例はやめてください。きちんと、行政が罰することができる内容にしてください。口だけ業者をきちんと監視して、実際に市民にとって安全安心に過ごせるようにしてください。
52	現在、民泊問題に表れている現状を解消するためには、規制を強化せざるを得ないと思います。
53	市内全域で、規制すればよい。 特に住専地域はその趣旨から必要ない。
54	やめた方がいい。 京都市に住む若者が居なくなります。 10年後の京都市が見えます。日本人の若者の働き手が無く外国人労働者だらけでしょう。 ま、今でもそれに近いですが。
55	そもそももう規制なんていない、全ての民泊を消してほしい。共存は無理です。高齢者も多く、何かあっても英語でまくしたてられその場で対応出来ない人がほとんどです。
56	京都市内において、もはや民泊を認める必要があるのか疑問。多くの課題を有する京都市内において、その課題を踏まえた制度でなく認めるべきでない。（徹底的な規制の強化）
57	完全に禁止にしてもらいたい
58	廃止し取り壊しするだけでよい。

○ 立地制限・エリア設定（住宅街・住居専用地域での禁止、ゼロ日規制など）

59	住宅街での営業の規制を強化していただきたい。 現状の規制では騒音やゴミの問題は解決しているとは思えない。 住宅密集地での営業を可としている以上、この問題は消えることはないと感じる。 京都市内は特に隣家との距離が近いため、徹底的に規制を強化していただきたい。
60	場所などを規制するのはどうでしょうか、
61	こんなところに！というような場所もあるので、ある一定のエリアの設定が必要と思う。
62	住宅街は避けるべき
63	住宅地に作らないで欲しい
64	市内(洛中)は全面禁止！
65	偽町屋(外だけ町屋風)、経営出来る地域を限定して欲しい
66	私の自宅との間に隙間が殆ど無くとても不安です。それでも旅館って許可されるのですか？
67	戸建ての民泊転用の禁止。道路に溜まる、ゴミの雑な投棄などに不満がある。 マンションのみ民泊可能にして欲しい。
68	住宅街での規制を望む
69	住宅地に増えると、管理人がいないので、トラブルが起こらないよう規制してほしい
70	民泊開業の場所は一定の規制が欲しい。
71	やはり、住居専用地域については、閑静な居住環境を求めて住まわれている方が多いので、ホテルなどと同様、民泊についても立地を規制すべき。
72	大阪とかのニュースを見て、ルールは必要だと思う ファミリーが住むマンションで民泊されていたら嫌だと思う、棲み分けはして欲しい
73	住宅街で早めてほしい。オフィス街とかならまだわかるが、
74	マンションやアパートなど住居専用集合住宅などを利用した民泊は全面的に規制するべきである
75	民泊の立地が集中するエリアでの規制

76	場所の制限 管理体制
77	住宅地に民泊を作れないよう、条例を改正してほしい。
78	一軒家での民泊は無しにして欲しい。
79	営業の許認可は原則反対。外国人は許認可不可とする。 病院、学校の近隣は個認可を不可とすべきである。 承諾の用紙に不可とすると、不利益や嫌がらせがあると思っています。
80	京都市における住宅街での民泊を、原則として規制してほしいです。 京都市には観光地や繁華街が多く、その周辺にはホテルや旅館などの宿泊施設が多数あります。観光客向けの宿泊施設は、観光地、繁華街、主要駅周辺など、一定の区域に限定すべきだと考えます。 一方、一般の住宅街は、高齢者や子どもを含む住民が安心して静かに暮らすための場所です。そこに短期間で利用者が入れ替わる民泊が増え、身元や滞在目的の分からない人が日常的に出入りする状況には、強い不安があります。 実際に、飲酒後の大声、深夜の騒音、ごみ出しルール違反、道路や建物周辺でのたむろなどが起きれば、その負担を受け続けるのは近隣住民です。一時的な宿泊者とは異なり、住民はそこで毎日生活しています。 また、違法行為、暴力、窃盗、器物損壊などの犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性を考えると、安心して暮らせません。特に高齢者や子どもは、危険を回避したり、迅速に助けを求めたりすることが難しい場合があります。 問題が起きてから警察や管理者が対応するのではなく、被害を未然に防ぐための規制が必要です。 そのため、住宅街での民泊営業を原則禁止し、営業可能区域を観光地、繁華街、主要駅周辺、ホテルや旅館が集中する地域に限定してください。少なくとも、学校、保育園、幼稚園、公園、通学路、高齢者施設、病院の周辺や住居専用地域では認めるべきではありません。 既存施設についても厳しい更新基準を設け、基準を満たさない施設や苦情を繰り返す施設は営業できないようにしてください。 観光客の利便性や事業者の利益よりも、現在暮らしている市民の安全、安心、生活環境を優先し、住宅街における民泊の規制を強く求めます。
81	静謐な住居地域だけでなく、商業地域においてもゼロ日規制をかけるべき。また、今後の立地に対する規制はもちろんだが、既存の民泊施設についても将来的に禁止する方向で規制をかけていくべき。
82	誰が見ても「ここで民泊（宿泊業）!!？」と思うような物件、場所でも届出、申請要件が整っていれば住民からの状況説明を検証する事も無く、届出を受理、申請を許可してきた。袋路、狭隘道路、連棟家屋、管理者不在の宿泊業は認めるべきではない。住宅地でのゼロ日規制は勿論である。
83	市内一律ではなく地域類型ごとに、営業可能日、定員、新規営業の可否、既存施設の扱いを定めてください。国の方針を根拠に、静穏な住宅地ではゼロ日規制も選択肢に含めつつ、規制ごとに目的、根拠、より緩やかな手段では足りない理由、見直し時期を明示してください。
84	民泊は、土地の用途に合わせて営業できる場所を決めたほうがいいと思います。住宅地は本来、人が安心して暮らすための場所なので、民泊のような営業はあまり向いていないと感じます。今後は商業地域を中心に民泊を認めるなど、エリアを分けることで、住民と観光客の双方にとってより良い環境になるのではないのでしょうか。

85	1.宿の場所間違いは、ゲストの問題であり、運営者だけでは解決出来ないと思われ、観光客へのペナルティや宿位置を間違えない規制が必要。例えば京都ではgooglemapが使えずに専用地図だけ使えれば迷子のリスクがなくなるかもしれない。客の動線から外れた帳場に金をかけずに、主要駅から宿まで送迎して受付完了にする等、宿迄の経路で問題を起こさない実効性のある施策が必要。 2.連棟の宿営業は禁止するか、隣家への営業許可を取る。 3.近隣住民からの聞き取り報告書を運営開始から1年間は毎月提出等、義務付け。 4.町内や市の案内で違反を決めて禁止事項を周知し罰則を設ける。
86	市内一律の禁止か自由営業かという二択ではなく、住宅密度、道路幅員、私道への依存、学校等との位置関係、既存施設密度、定住人口の変化等を地図化し、地域類型ごとに営業可能日、定員、チェックイン時間、新規営業の可否を定めてください。
87	条例による営業日数制限だけでなく、特別用途地区や都市計画等の活用を検討し、静謐な住宅地、細街路地区、教育施設周辺、定住人口の維持が必要な地域での立地規制を具体化して下さい。
88	条例による営業日数制限だけでなく、特別用途地区や都市計画等の活用を検討し、静謐な住宅地、細街路地区、教育施設周辺、定住人口の維持が必要な地域での立地規制を具体化して下さい。
89	住居系の用途地域内においては、原則、禁止とすべき。 認める場所は、商業系の用途地域内に限定すべき。
90	民泊は観光都市として一定の役割を果たす一方、住宅地の生活環境に大きな影響を与えるため、地域の実情に応じた規制が必要です。特に、私道や共有柱が複雑に入り組んだ京都の住宅地では、民泊建設が地域の協力関係や生活文化を損なう可能性が高く、現行制度では住民の安全・安心が十分に守られていません。 まず、住民の反対意向を制度に反映できる仕組みが必要です。現状では、住民が強く反対していても「書類に不備がなければ承認する」という運用が続いており、地域の声が軽視されています。住宅地への民泊建設を抑制する制度、いわゆる「ゼロ日規制」の導入を強く望みます。 次に、事業者による説明会の開催義務化、町内会との協議義務化が必要です。民泊は短期滞在者が頻繁に入れ替わるため、騒音、ゴミ出し、夜間の安全など、生活に直結する問題が生じます。地域とのコミュニケーションを確保し、住民の不安を解消する仕組みが不可欠です。 私たちは開発そのものに反対しているのではなく、新しい住民が定住し地域に溶け込むことは歓迎しています。しかし、住宅地の性質を根本から変えてしまう簡易宿泊所には強い規制が必要です。京都らしい情緒ある住宅地を守るため、制度の見直しと規制強化を求めます。
91	地域の実情に応じた規制強化を提示していただきたい。都市計画法上の住居専用地域のみならず、それ以外の用途地域であっても、防犯上（火災発生）などの点から木造密集地や細街路などにはゼロ日規制をかける。あるいはその他、営業可能日、新規営業の可否、既存施設の取扱いなど地域ごとに丁寧な規制をしていただきたい。
92	用途地域等からエリアの限定は行うべきである。
93	災害時において、宿泊者の生命を守るため、避難に難のある細街路や袋地の多い密集市街地は、簡易宿所、民泊とも全面的に禁止すること。閑静な住環境を守るため、建築基準法で宿泊施設の建設が制限されている住居専用地域地においては、民泊を全面的に禁止すること。
94	町内の簡易宿泊所の密集を解消し、軒数規制するべき。 運営に町内や学区内の承認を必要とするべき。
95	住居専用地域においては都市計画、建築基準法にある通り簡易宿所と同様に不特定多数が出入りする民泊はまず禁止する条例改正を優先に取り組むべきです。住居地域においても時代の変化により住居専用地域と同等の場所においては同様の条例改正が必要です。

96	住宅地での民泊を禁止すべきです。住宅地かどうかは用途地域にかかわらず、実態から判断すべきです。 民泊の運営体制については情報をもっと公開すべきです。
97	届出者、実質的運営者、管理業者、待機場所、駆けつけ要員、通行経路、設備利用等の重要変更については、改めて実態確認と必要な住民説明を行ってください。 規制区域での名義変更による継続も厳格に確認すべきです。
98	令和8年6月、観光庁は自治体が条例で営業日を実質ゼロにできるとの方針へ転換し、他都市では既存施設への遡及適用も進んでいます。京都市も、入口の検証が不十分なまま受理された施設のうち、地域への影響が大きいものについては、猶予期間を設けたうえで撤退・是正へ促す枠組みを検討すべきです。
99	住居地域での開設禁止
100	商業地はともかく、人が住んでいるあたりは規制すべき

○ 管理体制・責任の強化（常駐義務、駆けつけ対応、表示義務など）

101	住宅地の中で開業する場合、町内への挨拶やすぐに連絡が取れ、コミュニケーションが取れる状況にすることが必要。
102	鍵は、経営者が開け、マナーを徹底的に指導して欲しい
103	民泊をするなら、係員が同じ建物の中か、隣に待機出来るくらいの高級な民泊ならよいと思う。
104	インパクトの利用がメインと思いますが、オーナーの利益主義の経営では無く、地域住民の理解を得た上で 管理者常駐をして運営をしてもらいたい
105	外国人の経営は不可。 管理者(係員)を必ず1人以上常駐させる。 例え観光地内でも住宅街には建てさせなくして欲しい。
106	もっと「管理者」の責任を強化して、民泊の持ち回りを認めず、何かあれば即座に対応出来る「管理者」を置くべきで、近隣にも「管理者」の存在が分かるように表示し、トラブル時は罰則を設ける
107	業者 オーナーの管理を徹底してほしい
108	常駐の管理人を置く。到着時間を決める。掃除は必ずしてもらおう。マナー違反したら情報共有し二度と入国させないようにする
109	家主常駐のみ認可すべき。
110	管理者の名前や連絡先が施設に掲示されていて、いつでも連絡とれるようにして欲しい。

	現行の規制では十分に対応できていないと考えています。 民泊に対する規制の強化が必要です。 ○事業者との連絡体制の不備と情報表示の欠如 トラブル発生時に事業者と連絡が取りづらく、住民側が不安を抱えたまま生活せざるを得ない状況が続いています。 特に、民泊施設に事業者名や連絡先電話番号が明示されていないケースが多く、問題発生時に誰が責任者なのか、どこへ連絡すべきかが分からないことが大きな不安要因となっています。そのため、民泊施設には事業者名・連絡先電話番号を記載した看板等を道路から見える位置に設置することを義務付けるべきです。 これにより、住民がトラブル時に迅速に連絡できる体制が整い、事業者の責任の所在も明確になります。 ○宿泊者のマナー問題と生活環境の悪化 早朝・深夜の騒音、キャリーケースの走行音、路上での大声など、日常生活に支障が出る事例が多発しています。 周辺住民の生活を守るため、宿泊者へのルール周知や違反時の罰則強化が求められます。 ○道迷いによる住宅街への侵入・不安の増大
111	案内表示が不十分な民泊では、宿泊者が路地奥の住宅街を徘徊したり、家の敷地付近を覗き込むような行動が見られ、住民に強い恐怖心を与えています。施設の案内表示の義務化と、位置情報の明確化が必要です。 ○子どもの安全確保が困難になる状況 周辺環境への配慮が不足する宿泊者が滞在するケースがあり、騒音や路上での振る舞いから、子どもを安心して外で遊ばせられないと感じる場面が増えています。地域の安全性を守る観点から、民泊の立地や運営基準の見直しが不可欠です。 ○住宅街の静穏性・居住環境の維持が困難 民泊が住宅街に多数立地することで、本来の居住環境が損なわれ、地域の静けさや安心感が失われています。住宅専用地域における民泊の新規許可の制限や、営業日数の上限設定など、より踏み込んだ規制が必要です。 ○自治会への年間納入義務の導入 民泊施設が地域に負担を与えているにもかかわらず、自治会活動や地域の安全対策に対して十分な貢献がなされていない現状があります。 そのため、民泊事業者に対し、施設が所在する自治会へ年間一定額を納入することを義務付ける制度を導入すべきです。これにより、地域の防犯活動や生活環境維持に必要な財源を確保でき、民泊による地域負担の公平性が保たれます。
112	終日責任をもって管理できることが条件。 建物についても京都市内に多い隣同士密集している地域建物は防音防火の面から禁止してもらいたいです
113	設置に当たっては、町内会等の合意もしくは説明責任を必要とすべき。また、設置の場合は、管理責任者を明確にして、24時間対応ですぐに連絡が着くよう明示すべき。
114	最低限 管理者は泊まり込みで、環境維持に努めてもらう

115	管理者常駐 レンタサイクル等の取扱禁止 門限時間管理 屋外喫煙の禁止 などの徹底と違反時の営業禁止等、権原者に対する罰則強化、通報窓口の設置を義務付ける。
116	一番困っている声を聞くのは民泊の場所が分からず、近くの家をノックしたり、関係のない民泊周辺の住民が対応が求められることです。管理人が常駐して欲しい。
117	全ての民泊が悪いとは思わないが、京都という都市の中で宿泊施設が多すぎると感じる。ホテルであれば代表者やスタッフの顔が見えるため、トラブル対応も行っていただけだが、民泊は、そもそも誰もいない場合や、実質家主が居住していない民泊となっているケースもあり、トラブルの相談先が分からないケースが多い。住宅民泊の場合でも、近隣トラブルになるため、当事者には言えないケースもあると思う。 また、外国人が京都で民泊を開業する事例も散見され、言語やマナーの違いから、トラブルになることもあり、そういった部分も地域住民の不安の基になっていると感じる。
118	ここで民泊をやっているとわかりにくい施設が多い。外国人の団体が入って行くのを見て初めてきがつく事もある。誰にでも分かるように、京都市としての統一的な表記を徹底するべきだと思う。
119	管理者常駐、若しくは徒歩1分以内に住んでいる事等。
120	「駆け付け体制」の覆面調査と厳罰化 仲介サイト（Airbnb等）へのリスティング監視・削除要求の強固化 届出番号の偽装掲載への厳罰化、違法物件の即時掲載取り下げに向けたプラットフォーム側との連携強化
121	騒音計や出入口の記録だけでなく、苦情受付、管理者への連絡、現場到着、対応終了の時刻と内容を保存して下さい。提出拒否、記録欠落、虚偽がある場合は、報告要求、監視、認証取り消しなど、厳しい規制をして下さい。
122	玄関帳場に対する条件が民泊は不要で簡易宿所も京町家であれば不要で800m圏内で10分程度で駆けつけられる場所なら5施設の帳場として認められる件だが、業者と協定書を結ぶにも10分以内では行けない場合があると記載されている。衛生保健センターに場所を確認するも自分が確認したので他人には教えない事になっている。当町内の者が実際に確認出来ない事は不安である。また京町家の条件も京都に住む人間にすれば京町家と呼ぶにはあまりにも程遠い施設でも京町家と判断されることに違和感をおぼえる。 消防署の事前チェックも最近多いモバイルバッテリーの発火に対する対応策を必須条件としなければならないのに出来ていない。非常口の確保も玄関1か所しかなく2階の窓に非常縄梯子の設置も義務付けが出来ずに許可が下りている。消防署も民泊の防火チェック項目のアップデートが必要では。

○ 近隣住民の合意・意見反映（町内会の事前説明など）

123	市民の生活を第一に考えてほしい。町内会の承諾がない民泊は許可するべきではない。条例で定めても監視する部署がなければ意味がない。
124	周囲の許可が出たの市の認可だと思います。
125	許可権者が、営業する町内会の意見を聞く制度を追加してほしいです。 届出者は、管理業者や現地対応管理者に丸投げし対応しないので、届出ではなく許可にし、許可受人に管理責任を負わすべきです。
126	民泊を運営している方々に対して、税金だけではなく、街づくりに関与してもらって市民の一員として運営してもらえようようにすることを義務付けてほしい。

127	規制強化をすればするほど悪質な業者は抜け道を見出す危険性がありますが、それでも現状を見る限り規制強化は必須です。その際規制の前提条件として例えば和歌山市のように住民の意思が何らかの形で尊重されるような仕組みに変えていただきたい。
128	規制強化をすればするほど悪質な業者は抜け道を見出す危険性がありますが、それでも現状を見る限り規制強化は必須です。その際規制の前提条件として例えば和歌山市の様に住民の意思が何らかの形で尊重されるような仕組みに変えていただきたい。
129	民泊、或いは実態として同様の利用のされ方をする施設を設けようとする際には、近隣町内会の承認を得ることを必須とし、明確な承認が得られない場合は宿泊施設を設けられないようにする。また、設置後であっても規則違反があった場合には営業停止の措置が取れる法整備を行う。
130	認証は罰則の代わりではなく、規制強化と両輪の積極策として導入してください。基準の核には、和歌山県が届出要件として条例化している「向こう三軒両隣裏」への説明と反対意思がないことの確認を据えるのが妥当です。市民生活を侵害しない民泊なら、この程度の近隣合意は当然クリアできるはずで、届出要件にできたものが認証要件にできないはずがありません。「近隣」は隣接建物に限らず、私道所有者・共有者、共同ごみ置場等の管理者、動線に面する住民を含めてください。
131	所有者、事業者がきちんと日本語を理解できる人でないと話し合いもできない 町内からの賛成署名をもらわないと開業できないくらいにして欲しい

○ 外資に対する規制

132	民泊施設も経営者を純日本人限定にすべきでは？外資系にばかりお金がいて、こちらには雀の涙ほどしか利益がありません。 京都市民にとって住み難い町に移行しつつあります。 由緒正しい、日本の伝統を守り続ける京都になってください。
133	健全な民泊は空き家対策には良いかも知れないが、外国人が管理する様な民泊は許可して欲しくない
134	きちんと所有者、経営者の国籍を確認し外国人、分からない、怪しい場合は中止、もしくは撤退させる
135	外国人が所有者になってきてるので、禁止する
136	外国人オーナーには営業許可を出さなくて良いと思う
137	私は生まれ育った京都が好きです。京都の文化も残していきたいと思っています。 私は京都で外国人が土地や物件を買うことを早急に禁止すべきだと思っています。 また、民泊があることにより京都に住んでいる人々の外国人差別が増長するので、民泊もいらないです。 餅は餅屋、宿泊は京都のホテルに任せてください。 〇〇〇が経営する民泊に泊まる外国人は京都にお金を落としてくれているのでしょうか？〇〇にお金を落としているのかと思ってしょうがないです。
138	人物の在留資格や背景を調べてください
139	民泊の経営者への条件強化
140	空き家を民泊にする為に購入した海外の人が、いつしか音信不通になり、廃墟になり固定資産税も払われてないという物件を知ってます（他府県ですが） 空き家税を払いたくないから、誰でもいいから売ってしまおうというのが増えないか、心配です。政策を工夫してほしい。
141	外国人資本による規制の強化。 管理人の常駐。 消防法の見直し。

142	民泊業を近しい人間がやっていたので、〇〇〇オーナー達にも知り合いがいます。彼らは〇〇〇のネットワークを持っており、タクシーや飲食店、体験など全て自分たちのネットワーク内でやり取りするので、京都市内にお金が落ちているか疑問です。他の質問でも答えた通り、ホテルがたくさん増えているが簡易宿所もたくさん増えており、京都駅南エリアの東寺駅〜九条駅付近は空き家が簡易宿所にどんどん変わっています。観光客が住宅街にも増えており治安に対する不安があります。円安でマナーの悪い観光客も増えていと感じており、京都市民が安心して住めません。
143	外国人が土地を購入出来ないようにしないとイケない。せめて日本に在住資格のある人のみにしぼるべき。
144	ただでさえ財務的に問題のある京都市であるにもかかわらず、利益が市内の業者でないところへ流れているのは課題として受け止め、規制を強化し特に違法な民泊業者はなくすようにするべき。
145	日本人のみならOK

○ 宿泊者マナー対策・外国人観光客への啓発

146	私有地への侵入禁止を強化してほしい。
147	ゴミの出し方や騒音など、近隣住民への影響が気になります。宿泊される方の国籍ではなく、一人ひとりのマナーによる部分が大いとは思いますが、宿泊目的によって過ごし方に違いがあるように感じます。宿泊費を抑えることを主な目的とする方と、日本の文化や地域のルールを尊重して滞在される方では、近隣への配慮に差が生じることがあります。 そのため、宿泊者に対しては、日本の生活マナーやゴミの分別、夜間の騒音防止などについて、事前に十分な説明と周知を徹底していただきたいです。また、ルール違反があった場合には、運営者が責任を持って迅速に対応できる体制を整えてほしいと思います。
148	経営者、利用者ともに、ルールを遵守すべきと考える人達と、ルールを無視する人達、ルールの抜け道を探す人達が存在する。日本人に多い性善説を基本にしないでほしい。
149	日本に来たなら日本のマナーをする他府県から来たなら日本人として京都を楽しんでまゝ京都は社寺しかないがね
150	規制しても多分外国人さんには伝わらないと思う
151	所有者には屋内や屋外での騒音に対する対応と利用者が隣近所の家の前での座り込み等をしないよう注意を徹底するよう指導するか、所有者にペナルティを課すべきである。
152	インバウンドをはじめ、旅行者は地域のルールをまったく知らない。京都には独特の生活習慣も多く残っている地域が放とんどであり、市長や役所の人間も解っている事実ですので、ただ、許可認可をするだけで無く、京都という特殊な習慣の残る・ある地域事情を理解した施策に変える必要がある。
153	公共交通機関の利用について、ルールを定める必要がある：大きなスーツケースなどの荷物について追加料金を支払うなどの規制を設ける。
154	民泊の中にチェックインを願いたいです。観光客がスーツケースをあっちこっち持って移動してほしくないです。
155	民泊よりも観光地における交通規制をもっと強化して欲しいです。
156	外国人に事前に日本文化のレクチャーを受けさせるとかして、日本に敬意をもってほしい。 自国のノリで

157	一番は文化の違いからくるマナー違反だと思います。 外国の人は街中での喫煙マナーが悪いと思います。吸殻の後始末は言うまでもありません。中には気をつけておられる方もいますが、わずかです。私の家の近くは禁煙地区ですがその周知のためのステッカーや外国語での説明、または道路表示などもっとわかりやすくして欲しいです。色々な問題があるだろうけれど喫煙所を少し増やしてわかりやすく案内したらどうか？ゴミのポイ捨て、飲んだ後の空のペットボトルの放置、など日本人では考えられないようなマナーの悪さに閉口します。
-----	--

○ 悪質業者や無許可（闇民泊）への重点的取締り

158	民泊に対する規制については、適法に運営している事業者が安心して事業を継続できる環境を整えるためにも、無許可営業や法令を遵守しない「闇民泊」への取締りをより一層強化することが重要だと考えます。 特に、〇〇〇〇SNSやコミュニティサイトを通じて、日本国内のマンションの一室などを利用した無許可民泊への投資を呼びかける情報発信も見受けられます。このような行為は、近隣住民とのトラブルや安全管理上の問題を引き起こすだけでなく、法令を守って運営している事業者との公平性を損なう要因にもなっています。 問題の本質は国籍ではなく、地域のルールや条例、日本の法令を遵守しているかどうかにあります。日本人・外国人を問わず、その地域の一員として責任を持ち、地域住民とのコミュニケーションを図りながら適正に運営することが、民泊事業の大前提であるべきです。 今後の規制においては、適法な民泊事業者を過度に制限するのではなく、無許可営業や悪質な事業者への取締りを重点的に行い、ルールを守る事業者が正当に評価される制度設計を望みます。
159	地域を限定するよりも、ルール順守を徹底し、違反者には利用者だけでなく管理者や運営者を含めて然るべき対処をとるべき。 住民の生活が脅かされるようなことがあってはならない。
160	きちんとした資本の、宿泊施設がすでに、多数あるので、ちゃんとした事業者だけが新規参入でき、継続できるように厳しくしたほうが安心安全。住民の安全面からもオーナーや管理者の居所が日本というのは大前提だし、近隣住民の方の苦情などが無いことが許可継続の条件となるようにしてほしいと思います。
161	無責任な事業者は許可しないで欲しい
162	未登録の民泊が多い 白タクも
163	住民が安心して生活できない現状ならしっかり管理できる業者しか許可を出さないようにし、それでも違反や苦情があればもっと規制を強化してほしいです
164	単純に規制を強化するということではなく、規制強化によるルール変更の恩恵を京都市民が享受できることが重要。 締め出す目的ではなく、より質の高い投資を呼び込める規制作りの検討を期待する。
165	民泊は基本無責任、過去に許可を受けた事業者にも厳しく
166	宿泊客はもちろんだが、オーナーへの規制を強化しないと、無法状態になってしまう。設置要件などを改めて厳格にするとともに、罰則も強化すべき。 他方で、空き家の処分に困っている市民も多数いることも原因なので、地域で住宅や公共空間として活用・循環させる行政的支援も同時に必要。
167	条例を遵守すること。これ以上必要ですか。必要の理由は？もう達成したのではないですか。きちんとした宿泊所に泊まってほしい。施設が適正に対応してくれるから。ほったらかしの民泊は、迷惑行為が多い。

168	良いもののあれば悪いものもある。運営のあり方次第とを感じる。十把一絡げでなく、悪いものに限って規制すべき。
169	ある程度の増加は良いが、大阪のような闇雲な増加は阻止すべき。ただ、一度決めたルールの中変更は良くないと思うので、新規の参入を阻止するのが妥当だろう
170	ルールを守らない悪質な運営者には指導を入れるべきであるが、民泊運営者全体に対して一律に規制をかけることは根本の解決にはつながらないことは京都市役所の方々もおわかりかと思います。
171	違法でやられている民泊があるのであれば、それは取り締まらないとダメだと思います。
172	ルールを守って迷惑がかかって無い所でなく、ゴミや騒音など問題が発生しても改善されない施設を中心に取り締まる事の規制強化が重要だと思う。 運営自体が出来なくなるような規制強化は必要でなく、ゴミの放置の回数や騒音の通報回数とかを基準に罰則規定なら理解できる。
173	苦情がある民泊のみに規制強化すべき。
174	どの施策もそうだが規制を破った際にいつまでたっても注意、是正されないのが問題。規制強化、緩和について議論するのではなく、今ある規制が守られているかの監視、破られた場合の取り締まりをきっちりしてもらいたい。
175	規制を強化することで、ビジネスコストの観点から撤退する民泊事業者が出ると思う。優良事業者もその中に含まれることと、悪質な不良業者は闇民泊をしたりするので結果的により状況は悪化するのではないかと。規制強化よりも、優良事業者がきちんとビジネスできる環境整備が必要ではないか。悪質業者の取締が締め出す方策は徹底的にやるべき。
176	宿泊施設自体の数が増えることはいいことだと思いますが、それに伴う業者への指導や許可のハードルが低すぎるように思います。自治体からの罰則規定を強化し、一定の資本の確認と、近隣などにも配慮した民泊運営が行われるべきと考えます。
177	民泊が現状どうなっているのか実態がよくわかりません。困っている方も一定数おられると思います。ただ規制を強化するよりも近隣に迷惑をかける民泊の事業者を締め出すなにか良い方策を考えてみてはいかがでしょうか。 例えば、単なる営業許可ではなく、一定の管理水準を満たした施設を「優良民泊」として認証して、優遇してみる、 とか 迷惑行為の根本原因は適切に管理対応しない事業者であると思うので、不良事業者への許可取消や停止を迅速に行うなど、ジャストアイデアで浮かんだものですが、京都市役所であればもっと妙案を考えてくれると思います。
178	自治体によっては、民泊問題で実質的に事業者を締め出すような規制強化をしているところもあるが、問題の解決方法として、締め出すのではなく、優良民泊を伸ばし、不良な管理の民泊を締め出す方策が必要だと思う。
179	規制したところで、無許可や違法な民泊は意に介さないで優良な民泊事業者が規制によってコストが悪くなり、撤退した場合、相対的に質の悪い違法民泊が増えるのではないのでしょうか。規制するとしたら、不良な違法民泊の摘発や規制を強化すべきでは。
180	闇営業をしている海外の事業者の民泊はどのように取り締まるのでしょうか。インバウンドが増加する昨今、海外事業者による白タクも問題になっています。地方運輸局では警察や空港管理者と連携して対策を進めていると聞きます。民泊規制をするのであれば、すでに許可を得て適切に運営している事業者の営業がやりにくくなる一律の規制ではなく、まず闇民泊を炙り出して取り締まり、許可を得ていても問題を起こした民泊を指導するようにしないと、問題解決にはならないのではないのでしょうか。一律規制では京都中が闇民泊だらけになってしまいそうで空恐ろしいです。

	設問５の選択肢は不完全ではないでしょうか。「規制」と一言で言っても、その中身や検討する側面は複数絡み合っているのではないのでしょうか。設問５における私の考えは「規制の総量を強めるのではなく、質による選別を強化すべき」です。従って、便宜上「現状維持が望ましい」としています。その前提で以下の意見を述べさせていただきます。 一律に規制を強化し、民泊全体の営業日数や許可条件を厳しくすることには反対です。真面目に管理している優良事業者まで営業機会を奪われ、結果として京町家の保全や観光需要への対応力が損なわれる懸念があります。
181	重要なのは規制の「強さ」ではなく「精度」です。具体的には、①管理実績・苦情対応履歴・地域貢献度に応じた事業者の格付け・認定制度を設け、優良事業者にはより多くの物件運営や手続き簡素化などのインセンティブを与える、②無許可営業や重大な違反を繰り返す事業者は仲介サイトからの掲載排除や許可取消しなど厳格に排除する、③24時間対応の苦情ホットラインや管理者の巡回・現地対応義務を明確化する、といった「量の規制」から「質による選別」への転換を軸にすべきと考えます。 民泊を締め出す「規制」のベクトルで考えるのではなく、「質による選別」ができる京都市独自の仕組みを市役所で考えてもらえないでしょうか。
182	巷間に上る民泊・簡易宿所の住民被害は、なぜかホテル・旅館についてはほとんど聞いたことがない。その原因を考えるに端的に言って事業者の資質や問題に対する取り組み方に大きな違いがあると推察する。ホテルの場合は従業員が後始末、処理をきっちり行っているに違いないが、民泊・簡易宿所の問題ある事業者はそうではない。したがってホテル従業員にあたる仕事を地域住民が無給でボランティア的に自らの生活を維持するため快適に過ごすために仕方なく、する必要のない作業をしているのである。こうした事業者は徹底的に排除すべきである。しかし排除できない原因は事業者だけの問題ではない。
183	一律に規制を強化するのではなく、法令やルールに違反する事業者に対する指導や罰則を強化することが、適正に運営している事業者を守るとともに、地域住民の安心・安全の確保や、市の健全な発展につながるのではないかと考えます。

○ 行政の審査体制・実効性ある制度設計（事前審査、通報・罰則制度など）

184	なにか罰金や、ブラックリストのようなものが必要。
185	役所に民泊に対する意見を受け付ける窓口を設けること。webでも受付し、誰でも閲覧できる状態にし、オーナーが対応、対策をどうしたかを見える化すべき。
186	周辺への迷惑行為に対しての規制の厳格適用を望む。
187	免許制度や更新制度、実態調査をもっと厳しくしてほしい。 登録時だけどうにかすり抜けてあとは無法地帯というケースをよくきく。 また、京都には前市長が誘致を重ねたせいで外資系のホテルが乱立しているが、本当に民泊は必要なのか？ ということも改めて議論してほしい。
188	設置者に対する審査、運営状況の監査、宿泊者へのマナー遵守の周知など、地域住民が安心して過ごせるようにしてもらいたい。
189	守らない人には名前など公表すべき。二度と民泊施設申請できないようにしてほしい。
190	違反者オーナーには罰金制度を
191	条例や規則自体はしっかり定められていると思うので、実効性のある体制で対処していただけたらいいと思います。
192	京都市責任の元、何かあれば対応して頂きたいです。

193	経営する会社の審査をしても良いと思う。
194	宿泊者が来た後の違反だけを取り締まる制度ではなく、開業準備によって第三者の土地、共同設備、生活動線へ影響が生じる場合は、通行経路、作業内容、設備設置、連絡方法を事前確認事項にしてください。
195	京都市には、条例による対応と並行して、届出制の構造的限界を国へ具体的に伝える役割を担ってほしいです。 近隣説明・反対意思の確認・管理体制を事前に検証してから営業を認める制度、虚偽申告への実効的な抑止など、現場の被害事例を根拠に制度改正を提案してください。
196	事業者と地域住民との双方の主張に矛盾があった場合、資料（届出資料など）や現場確認など行政側が直接その真偽を確認し、判断し、仮に事業者の主張などに齟齬があり、かつそれが悪質の場合には厳しい処置（是正勧告、休業、廃業）を講じる。
197	開業後の苦情処理・対応に重点が置かれる仕組みになっていますが、こうした苦情が発生する要因は事前調査が緩いからです。届出書類だけで受理してしまう、事業者にとって安易な開業条件が開業後の苦情、住民への負担につながっているのが現状です。
198	単に申し出があっただけで営業を自動停止する制度ではなく、写真や記録等によってじゅうだいな疑義が具体化した場合には、市の「確認済み」との対外的表示をいったん保留して下さい。開業前は追加資料の確認や補正を行い、営業中は報告要求、証拠監視、期限付き改善へ進める制度が適切です。
199	一次資料は電子提出やオンライン提示を基本とし、原本・現場確認は必要案件に限定できます。独立再検証も新部署を必須とせず、別担当、上位職、他係、センター間の相互レビュー等で実施できます。
200	形式確認ではなく、一次資料との照合、重要案件の独立再検証、判断理由の記録・説明、地域別の立地規制、私道等の営業前提確認、ICTと人的管理の実効性確認、重要変更・予約サイトへの執行を組み合わせてください。良質な施設は認証し、不整合を是正しない施設へ確認と規制を集中してください。
201	苦情件数だけでなく、市が確認した騒音・ごみ・通行障害、施設密度、発生日数、反復性、住民調査、私道等への影響、行政指導後の改善状況を組み合わせて判断してください。指導、期限付き改善、定員・営業日制限等でも改善しない場合に、次の制限へ進む段階制度が適切です。
202	住民側が手にしている資料（情報）と事業者の届出（許可申請）資料（情報）を書類上において相互に付き合わせ、なおかつ現場で、できれば三者が共に、最低でも事業者と行政、住民と行政が共に確認する仕組みを構築すべきである。
203	単に申出があっただけで営業を自動停止する制度ではなく、写真や記録等によって重大な疑義が具体化した場合には、市の「確認済み」との対外的表示をいったん保留してください。開業前は追加資料の確認や補正を行い、営業中は報告要求、証拠保全、重点監視、期限付き改善へ進める制度が適切です。
204	重要な疑義が残る案件では、確認済みの事項と未確認事項を分けて記録してください。 事業者が市の確認範囲を誇張して住民へ説明した場合には、市が訂正を求め、その経過も記録すべきです。
205	法令上可能な範囲で、消防、廃棄物、税、観光、医療衛生等の情報を連携し、市民通報だけに依存しない能動的な調査を行ってください。営業禁止日や定員に違反する掲載については、予約仲介業者へ訂正・非掲載を求める制度が必要です。
206	説明と資料が一致し、管理者、通行経路、私道等の利用根拠、苦情対応を明確にできる施設は手続を簡素化し、重大な不整合や反復違反がある施設を重点確認してください。規制ごとに必要性、代替手段、経済影響、生活環境への効果を評価してください。

207	規制条文を増やすだけでなく、規制が動く前提となる「証拠の入口」を整え、証拠と未解消の食い違いが、行政判断、開業後の監視、制度改正まで途切れず引き継がれる、検証可能な処理手続を設けてください。 具体的疑義と一次資料が示された案件では、①資料を受領・保全し、事業者側申告と照合する、②受領・確認しない場合は理由、判断者及び根拠を記録する、③疑義ごとに「確認済み・未確認・確認困難・権限外・制度課題」を区分する、④重要な食い違い、一次資料を確認しない判断及び案件を閉じる「最終回答」は、当初担当とは別系統で再検証する、⑤「最終回答」は同一内容の反復への対応に限り、新証拠、新事実、新たな被害を排除しない、⑥未解消事項を重点監視及び条例・運用改正へ引き継ぐ、という恒久的な仕組みが必要です。 届出を不受理にできるかという問題と、事実を確認・記録する責任は別です。「未確認」を「問題なし・処理済み」に変換しないことを、規制強化の最低基準としてください。善良な事業者へ一律に負担を課すのではなく、説明の食い違いが解消されない案件に確認を集中する制度を求めます。
208	規制強化は、次の五原則を一体で制度化してください。 ①形式と実効性を分け、具体的疑義があれば、距離・人数だけでなく、待機実態、連絡可能性、責任者、緊急時初動を客観資料で確認する。 ②住民側一次資料を受領・保全し、事業者側申告と照合する。否認や「直ちに違法ではないこと」を調査しない理由にしない。 ③未解消の食い違いを記録し、開業後の重点監視、指導、条例・運用改正へ引き継ぐ。市の受理・回答が住民への圧力の盾に使われた場合は、確認範囲を明示し、訂正を求める。 ④管理業者自身がトラブル主体と疑われる場合は、同じ相手だけを苦情窓口にせず、市又は独立した連絡経路を確保し、必要に応じて国へ共有する。 ⑤事業者、所有者、管理者が変わっても、苦情、行政指導、住民説明、未解消事項を案件記録として承継し、新たな主体に再確認・再説明を求める。 善良な事業者への一律負担ではなく、具体的な不整合がある案件に確認を集中してください。 管理体制については、人数や距離の形式だけでなく、実際の待機・連絡・責任体制との照合が必要です。このことは、様々な地域から住民が繰り返し指摘しているはずですので、記録をご覧ください。

○ 景観・建物・空き家活用・持続可能性

209	観光やお金もうけも大事だと思うが、京都らしさはなくならないでほしい。魅力がなくなったら誰も来てくれない。
210	周辺の環境維持及びUP
211	町家建築を再生、または新築でも、景観を守った町家建築にするなど、建物と景観の規制を厳しくしていただきたい。 建築物には、防火防音の規制を設けて欲しい。 宿泊者へのゴミや禁煙ルールなどを宿泊所だけではなく市内全体で守ってもらうよう啓蒙していただきたいです。
212	個人所有物件の有効利用ではなく実態は企業が運営する宿泊施設となっているため運営や管理体制など規制の強化が必要
213	やたらめったら、マンション、戸建てが空いたから、儲かるからではなく、持続可能な計画を立てるべき
214	民泊規制 建物 町並みを健全に残すために必要です。

215	空き家は有効活用したほうがいいと思います。 すぐ家の裏に空き家がありますが、壁に亀裂が入ってどうなるのか心配してます。 こんな状態で放置するくらいなら、民泊にでもしたほうがいいのに、、と思います。町の雰囲気も暗くなりますし。 現在できた民泊はどうなるのかな？と思います。宿主さんもそれなりに投資されているでしょうし。いきなり規制強化したら、また使われないまま薄暗い空き家になるとイヤです。
216	民泊を規制→民泊を運営できないので閉鎖→空き家→周囲を外資が購入→ホテル？となるような気がします、。そうすると京町家など京都の資源はどうなるのか？と思います。実際街中ではほとんど京町家も残っておらずホテルの建築ラッシュが続いている様子を拝見しますが、京都らしさを次世代にどうやって残していくのでしょうか？今の不動産の価格を見てもどんな稼ぎの人が買えるのか分からないような金額ですし、京都は今後どうなっていくのでしょうか？と思います。

○ 宿泊税・経済効果・その他の施策

217	民泊税を制定する
218	京都市に収入が増えるようにすべき
219	京都らしく上品な宿泊環境を提供すべき。その解答は民泊ではありません。
220	宿泊税の増税 最低宿泊料の設定
221	宿泊施設の質を高めることが、大事
222	京都市の場合、多数のホテルが出来、現在も増加しているので、過去のように宿泊施設が不足している状況では無いと考える。 現に宿泊料金の割引しているホテルも旅行サイトに掲載されている。
223	民泊経営者以外、得になることがない（近所の飲食店の売上が上がる、異文化を見ることが出来るなどの期待がまったくない）のなら、迷惑しか感じられないので正直消えてほしい。ホテルなり民宿なりしっかり登録されているところで宿泊できるようにしてほしい。
224	個人が簡単に金儲けできる仕組みになっている。観光客を受け入れるなら、民泊、ゲストハウスではなく、ちゃんとした看板を掲げているホテルや旅館（従業員常駐）を増やすべき。
225	具体的には難しいですが、ホテルより民泊への宿泊税を上げるなどでしょうか。
226	とても増えているとのことだがこれだけ増えていると1つの経済圏として脆弱な京都市の税収入に大きな影響を与えているのではないかと。洗濯や清掃や庭の手入れなど。
227	ややこしいルールが多い。規制を増やすのならば、宿泊税の使い道をよりよいものにしないと筋が通らない。
228	民泊に 利用者がいない時 空き家状態になり ゴミも たまり 不用心

○ 規制緩和・規制見直し・肯定的な意見

229	沢山の方が京都に来て頂いて 楽しんで帰って頂きたいですね♪
230	京都市は簡易宿泊所や民泊に対する規制が厳しすぎます。いい加減にしてください。
231	民泊が悪いという固定観念が有りますので 凄く地域に根付いて受け入れる住民の我われも考えを変えていく時代だと思います
232	現状で十分で必要はない。
233	観光客をもっと受け入れるべき。もちろん、その受け皿の整備は宿泊施設だけでなくインフラ含め準備が必要。

○ その他

234	私の近くの民泊は問題ないけど今後問題が出ないようにして欲しい。
235	住むなら税金等をしっかりするべき
236	結局は近隣住民とトラブルが起こるかどうか。規制のしようがないのでは
237	現状維持でいいと思う
238	賛成・反対の件数だけでなく、回答者の立場、具体的経験の有無、同一・類似文面の集中、制度提案の内容を区分して分析してください。無作為抽出調査、近隣住民調査、ウェブ回答、観光客調査も混同せず、それぞれの性質を明示したうえで検討会議に諮っていただけると有り難いです。